

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止について

学校において予防すべき感染症については、その種類と出席停止の期間が「学校保健安全法施行規則」で定められています。学校は集団生活の場ですので、人から人に感染する感染症の場合、他の児童生徒に感染するのを防ぐため、また、本人の身体の十分な快復のため、登校はさせずに家庭で休養させてください。この場合、出席停止の扱いとなり、欠席扱いにはなりません。

下記の病気と医師から診断されたときには、学校まで速やかにご連絡ください。出席停止後の登校にあたっては、下記の出席停止期間を守り、医師の許可がでてから登校させてください。

種別	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱 急性灰白髄炎、ジフテリア 痘そう、重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	第一種の感染症にかかったものについては、治癒するまで。
第二種	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、※ ₁ 症状が軽快した後1日を経過するまで。
	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで。または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
	結核 及び 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	第三種 ※ ₂	コレラ、細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症 (溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 手足口病、マイコプラズマ感染症 ヘルパンギーナ、流行性嘔吐下痢 症 伝染性紅斑 等)

留意事項

※₁症状が軽快とは、従来社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

※₂第三種のその他の感染症と診断された場合には必ず医師に登校の可否と出席停止の期間を確認し、その旨学校までご連絡ください。

